

くらしの Information of Living 情報

人のうごき

10月15日～11月15日に確認できた方
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

| お誕生 | 父 | 母 | 町内会 |
|--|-----------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 生まれた子 わたなべ 一立 渡邊 稜人 たかはな 吉田 たむら 吉田 | 泰平 亜樹良 拓未 征也 | 実季 裕子 柚希 里奈 | 町内会 北町2丁目 西町2丁目 17区西町 11区 |

| おくやみ | 歳 | 届出人 | 町内会 |
|----------------------|-------------|------------------|------------------|
| 亡き人 中西 勇 高橋 久子 | 78歳 104歳 | 中西 世紀子 高橋 隆太郎 | 町内会 新栄 12区 |

| 人口・世帯数 | 11月末日現在 | |
|--------|---------------|----|
| 人口 | 8,408人 (前月比-) | 6人 |
| 男 | 3,917人 (前月比+) | 1人 |
| 女 | 4,491人 (前月比-) | 7人 |
| 世帯数 | 4,011戸 (前月比-) | 6戸 |
| 出生 | 3人 | |
| 死亡 | 11人 | |
| 転入 | 31人 | |
| 転出 | 29人 | |
| その他 | 0人 | |

税金・年金

給報の提出は1月31日まで

昨年中に給与を支払った方(事業主等)は、給与支払報告書(給報)を作成し、従業員が1月1日現在にお住まいの市町村に提出することを義務付けられています。

給報は従業員1人につき2枚ずつ、総括表は市町村ごとに1枚を作成し、1月31日(月)までに税務室へ提出してください。

問合せ 税務定住課 税務室

役場 内線1233・124

償却資産の異動申告は1月31日まで

償却資産は、土地や家屋以外の固定資産で、その減価償却費が法人税等の損金や経費に算入されるものを指します。事業を営む償却資産の所有者は、所有状況の申告を義務付けられています。昨年中

に償却資産を所有している個人・法人を対象に償却資産申告書を送付しています。1月31日(月)までに申告してください。

昨年中に新たに事業を開始し、事業用の償却資産を所有している場合も、申告の対象となります。

問合せ 税務定住課 税務室

役場 内線1211・1233

お忘れではないですか？ 固定資産の異動申告

固定資産税は毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税します。昨年中に建物(物置や車庫を含む)の新築、増築、取り壊しなど所有状況の異動があった場合は、異動申告をしてください。(壁のないカーポートなどは課税対象外)

問合せ 税務定住課 税務室

役場 内線1211・1233

確定申告は3月15日まで

令和3年分の所得税確定申告の受付が始まります。

▼役場受付

期間 2月1日(火)～3月15日(火)
時間 午前9時～午後4時(正午～午後1時、土日祝日を除く)

場所 役場1階第一小会議室

問合せ 税務定住課 税務室

役場 内線1233・124

▼税務署受付

期間 2月2日(水)～3月15日(火)
時間 午前9時～午後4時(土日祝日を除く)

場所 イオンモール旭川駅前4階ホール(宮下通7丁目215)

問合せ 東税務署 ☎23-6291 (自動音声案内)

◆確定申告の概要は、広報と同時に配布のチラシをご覧ください。

確定申告で障害者控除を受けられる場合があります

障害者手帳の交付を受けていないくても、①～④を全て満たす場合は、大雪地区広域連合が発行する認定書により、所得税などの障害者控除を受けることができます。

要件 ①65歳以上である ②知的または身体に一定の障がいがある ③要介護1以上の認定を受けている ④認定の際の主治医意見書または認定調査票に所定の記載がある

問合せ ▼申請手続きについて：税務定住課 住民室 (役場内線114・117) ▼確定申告について：税務定住課 税務室 (役場内線123・124)

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未

満の方は、国民年金の被保険者です。20歳になった際、国民年金第1号の加入手続きが必要です。また、国民年金第1号被保険者は毎月、保険料を納める必要があります。納付が難しい場合は、納付猶予制度などがあります。

①国民年金被保険者資格取得届書 20歳になる月の前月または当月月上旬に年金機構から届いた取得届に記入し提出。

②年金手帳 保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。

③国民年金保険料納付書 誕生日の前日が含まれる月の分から保険料がかかります。金融機関、コンビニ、電子納付、口座振替クレジット納付が可能です。

問合せ 旭川年金事務所 ☎27-1611 (役場窓口：税務定住課 住民室)

役場窓口に：税務定住課 住民室

無料法律相談
1月21日(金)
午後1時～午後5時

森山大樹法律事務所(東町会館2階、完全予約制)
予約・お問合せは11日(火)まで
(役場企画総務課総務室)

町道民税
第4期 納期限
1月31日(月)
納付相談は随時受付
役場1階、税務定住課4番窓口